適格請求書発行事業者の登録申請書

/ 収受印 /	【1/2		
令和 年 月 日 申	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合のみ公表されます) (法人の場合のみ公表されます) 本店又は 主たる事務所 の所在地 (電話番号 082 - 573 - 0175)		
	(フリガナ) (〒 732 - 0008) 広島市東区戸坂くるめ木二丁目5-11-301		
詩	情 (電話番号 082 - 573 - 0175)		
大島東 税務署長殿	(フリガナ) (法人の場合) 代表者氏名 三浦弘		
この申請書に記載した次の公表されます。 1 申請者の氏名又は名称	法 人 番 号 <mark>5 2 4 0 0 0 1 0 5 1 3 7 7</mark> ○事項(③ 印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホームページできを除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地		
なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。 また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。 下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。			
' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出 合和5年10月1日に登録されます。		
事業者区 5	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 ☑ 課税事業者 □ 免税事業者 ※ 次葉「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免権事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)。		
令和5年3月31日(特定期間 判定により課税事業者となるも 合は令和5年6月30日)までい この申請書を提出することがでい なかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある。	場 に き 情		
税理士署名	税理士法人 長谷川会計 税理士 (電話番号 082 - 272 - 5868)		
※ 整理税 番号務	部門 番号 申請年月日 年月日 通信日付印 確認 年月日 年月日		
罗	手 月 日 番号 確認 身元 □ 済 書類 その他 ()		

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏 名 又 は 名 称 株式会社 ミウラ			
該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。				
免 □ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。				
事	個人番号」,,,,,,,,,,			
業	事 生年月日(個 法人 ま 年度 業 人)又は設立 年月日 のみ	自 月 日 至 月 日		
者		Э		
0	等事業内容			
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の までの間のいずれかの日 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け			
認	ようとする事業者 令和 年	月 日		
登課税事業者です。				
要	録 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 □ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ い。			
件の	件 消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。			
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して			
参				
考				
事				
項				